

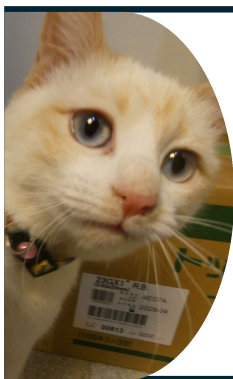
# 動物愛護寄附金について

福島県では、「動物愛護寄附金」を受付けています。

皆様からいただいた寄附金は、全額を基金として積み立て、福島県動物愛護センターで使用する動物用医薬品（ワクチンや不妊去勢手術関連品など）の購入や感染症対策の費用に充てる等、犬猫の譲渡事業をはじめとする県の動物愛護行政推進のために活用させていただきます。

## ～寄附の方法について～

### オンライン決済による福島県への寄附

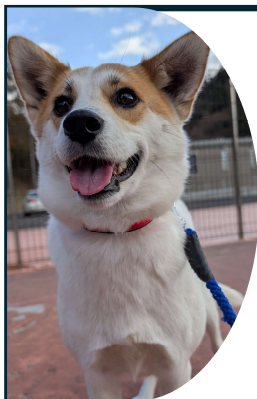


ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用した寄附ができます。  
二次元コードから「動物愛護寄附金」を選択の上、お申し込みください。



ふるさとチョイス  
はこちらから←

### 現金による福島県への寄附



ご不明な点は、食品生活衛生課にお問い合わせください。

1 最初に寄附申込をお願いします。

- ①寄付申込書での申込  
②オンライン申請による申込 } どちらかで申請



オンライン申請  
はこちらから←

2 申込後、次の方法で寄附金の納付をお願いします。

- ①納入通知書による現金振り込み ②現金書留による郵送 ③現金の持参

### セゾンポイントによる福島県への寄附



セゾンカード、UCカード会員の方は、お持ちのポイントを利用した寄附ができます。

- インターネットでの申込 ○セゾンカードをお持ちの方 : Netアンサーへログインしてポイントを寄附  
「アイテムNo.4263」  
○UCカードをお持ちの方 : アットユーザーへログインしてポイントを寄附  
「アイテムNo.367」  
電話での申し込み ○セゾンカードをお持ちの方 : 0120-200-136 (24時間・年中無休)  
○UCカードをお持ちの方 : 0120-668-620 (24時間・年中無休)

【お問い合わせ先】

福島県食品生活衛生課

電話：024-521-7245